

令和 2 年 11 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和2年11月5日 午後2時15分
閉 会 令和2年11月5日 午後2時50分

2 出席委員等

橋本教育長 小畑委員 千委員
安岡委員 藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監
大路 管理部長 山口 指導部長
石澤 総務企画課長 仲井 教職員人事課長
栗山 学校教育課長 山田 特別支援教育課長
村田 高校教育課長 下村 総務企画課主幹兼係長
岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第39号議案 令和2年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和2年9月府議会定例会への提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係の議案3件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

同議案は、新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約変更の件（主体工事）、同工事請負契約変更の件（電気設備工事）、同工事請負契約変更の件（機械設備工事）の3件である。

井手町に建設工事を進めている新設特別支援学校に係る校舎新築工事に関しては、令和元年度に建築主体、電気設備、機械設備それぞれの工事請負を業者と契約済みであるが、先の定例教育委員会でも説明したとおり、軟弱地盤等に伴う地盤改良範囲の追加、新型コロナウイルス感染症対策の実施、労務単価の変動等により必要となった補正予算について、9月府議会定例会で提案した結果、同予算は議決され、その後、速やかに業者と調整し、今回、それぞれの請負契約について契約変更を行うものである。

【質疑応答】

○ なし

イ 京都府立の中学校における教科用図書の採択について

ウ 府立高等学校教科書用図書の採択について

エ 府立特別支援学校教科書用図書の採択について

（イからエまでを一括報告）

【栗山学校教育課長の報告】（イの報告）

○ 京都府立の中学校における教科用図書の採択について報告する。

来年度から中学校においては、新しい学習指導要領が全面実施となり、それに併せて教科書についても全面的に改まる状況である。このため、本年度は京都府立高等学校附属中学校を含む全ての中学校において令和3年度から使用する教科用図書の採択が必要な年となっている。

まず、教科用図書採択の仕組みについて説明する。

教科書は、民間の教科書会社が作成した教科書について、文部科学省が検定

を行い、同検定に合格したものを学校で使用することができる。

検定済みの教科書は、通常、教科ごとに複数あり、この中から学校で使用する教科書種類を選ぶ、この行為が教科用図書採択という手続である。

次に教科用図書採択の権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。よって、府立の附属中学校については、京都府が設置者であり、府教育委員会において採択することになる。

府立の附属中学校は、洛北高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校、福知山高等学校附属中学校、南陽高等学校附属中学校の4校であり、同4校において来年度から使用する教科用図書の採択を行ったので報告する。

各教科書については、それぞれの附属中学校がその教育目標や中高一貫といった特色を考慮し、それぞれ申し出たものについて、調査を行い、採択したものである。

採択された教科用図書については、配付資料に列挙している。

【村田高校教育課長の報告】（ウの報告）

○ 府立高等学校教科用図書の採択について報告する。

高等学校で使用する教科用図書は毎年度採択することとなっており、来年度使用の教科書は、文部科学省の令和3年度使用高等学校用教科書目録に記載されている教科書から選定する。

平成30年度から令和3年度の入学生については、基本的に平成21年告示の現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書から選定する。

ただし、科目の一部において、検定済みの教科書が発行されていないこともあるため、その場合は、平成11年告示の学習指導要領に基づく教科書又は平成元年告示の学習指導要領に基づく教科書から選定することになる。

次に、教科用図書採択の手続について説明する。

まず、府教育委員会から各高等学校長に対し、選定教科書の推薦等に係る通知を行うとともに、説明会を開催するが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から説明会は開催せず、同通知に加えて動画配信による説明を行い、教科書目録を各学校に送付した。

各出版社からは各学校に改訂された「見本本」が送付され、各高等学校長は教科書展示会や文部科学省のホームページに掲載されている教科書編集趣意書を参照の上、教科書の調査研究を行い、次年度に使用を希望する教科書を選定することになる。

各高等学校長は、同選定結果を京都府教育委員会に推薦し、教育委員会では推薦があった教科書について、審査を行い、適切であると認めた場合に採択を行う。

教科用図書の採択に係る基本方針及び留意事項については、適正かつ公正な推薦が行われることが肝要であるため、年度当初に基本方針及び留意事項を全校に通知し、今年度は録画配信による説明で再徹底しているところである。

こうした手続を経て採択した令和3年度に各高等学校において使用する教科用図書を配付資料に列挙している。

採択した教科書については、現行の学習指導要領に基づく教科書が2,895件で、全体の99.9%であり、昨年度とほぼ変わらない状況である。

平成11年告示の学習指導要領に基づく教科書が1件、平成元年告示の学習指導要領に基づく教科書が1件あるが、いずれも農業で特定分野の教科書が新しく発行されていないため、過去の学習指導要領に基づく教科書を引き続き使用している状況である。

【山田特別支援教育課長の報告】（エの報告）

- 府立特別支援学校使用教科用図書の採択について報告する。

特別支援学校においても、小学校、中学校、高等学校と同様に教科の主たる教材として教科用図書を使用することとなっている。

使用する教科用図書についても、小学校、中学校、高等学校と同様に、文部科学大臣の検定を得た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないと規定されているが、子どもの発達段階に応じて、この規程にかかわらず、絵本、図鑑など書店で販売されている一般図書を使用することができることも規定されている。

これを踏まえ、「文部科学省検定済教科書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科書」、「文部科学省検定済み及び著作の名義を有する教科書の下学年又は下学部用教科書」、「一般図書」の中から使用する教科書を採択している。

なお、一般図書については、原則、文部科学省から示されている「令和3年度用一般図書一覧」及び府教育委員会の「選定資料」から選定することとしている。

特別支援学校の教育課程は、小中高等学校に準ずる教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。

知的障害者である児童生徒については、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身につけることを重視し、各教科等が示されている。

具体的には、小学部は1年から6年まで、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の各教科、特別の教科道徳、特別活動、自立活動となっている。

また、外国語活動、外国語科については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるとなっている。

なお、指導の形態としては、児童生徒の状況に応じて、各教科等を合せた生活単元学習や日常生活の指導等を行うこともある。

教科用図書の採択にあたっては、高校と同じような手順で各学校において学校の教育課程や児童生徒の状況も踏まえ、調査研究を行い、使用しようとする教科用図書の選定調書を作成し、府教育委員会で審査の上、採択している。

【質疑応答】

- 小畑委員

学校が推薦した教科用図書を府教育委員会が不適切と判断するのはどのような場合か。

- 村田高校教育課長

学校からの推薦理由が、学校の教育目標や実態に合うので適切であるという

ことが示されていないもの、例えば昨年度使用や例年使用などの理由の場合は不適切と判断している。

- 小畑委員
古い教科書しかないものが新しい指導要領に適合していないときは各校が補うのか。
- 村田高校教育課長
古い教科書であっても主たる教材とする必要がある。それを補うため補助教材や副読本を使用している。その際、府教育委員会へ届出をさせ、確認をしている。
- 小畑委員
農業の場合は補助教材を使っているのか。
- 前川教育次長
学習指導要領が変わっても、中身が変わっていない科目もあるので、その場合は古い教科書でも問題ない。農業等専門教科の場合は、実習に主たる時間を割いているので補助教材を使わないこともある。
- 藤本委員
報告3について、採択されない教科書もあるのか。
- 村田高校教育課長
採択されない教科書もある。
- 藤本委員
報告4について、学級編成は、学年で分けられているのか、支援の程度で分けられているのか。
- 山田特別支援教育課長
小中高の学部の中で障害の程度で分かれていることが多い。高等部で学年制をとっているところもある。

(4) 議決事項

ア 第40号議案 令和3年度教職員人事異動方針について

【大路管理部長の報告】

- 令和3年度教職員人事異動を実施するにあたり、その基本方針を策定するため議案を提出する。

前文には、人事異動を行うにあたっての趣旨、目的を記載している。

今年度の方針においては、前文を一部改正し、社会の変化が急激で予測困難な時代となる中で、学校教育に求められているものや新しい時代の教育を推進するためにはICTの活用や個別最適化された学びの推進が必要である旨を明示するとともに、それらのためには、校長のリーダーシップのもと、学校のチーム力を高める必要があることを追加した。

新しい時代の教育の推進にあたっては、国においても議論が進められ、京都府においても、第2期京都府教育振興プランの策定を進めているところである。現在、策定中であるため、プランについて、直接含めてはいないが、策定中のプランで目指す内容を踏まえた内容としている。

記書き以下については、昨年と変更していないが、「学校経営体制の充実」、

「課題に適切に対応するための重点的な人事配置と府立学校の特色に応じた適材適所の配置」、「教職員に多様な経験を積ませ、資質能力向上を図る観点から異動を推進すること、その際、年齢構成に配慮すること」、「全府の見地から、地域間・学校種別間等の交流を推進すること」、「課題のある教職員には適切に対応すること」を記載しており、この5つを来年度の教職員人事異動に係る方針にしたいと考えている。審議の上、議決をお願いしたい。

次に、例年、人事異動方針を踏まえ、人事異動に必要な事項を人事異動実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校とに分けてそれぞれ定めている。

小・中・義務教育学校分については、基本的事項と管理職人事は昨年度から変更がないが、一般教職員人事の中に小学校における教科担任制の導入を見据えた人事異動に努める旨を追加している。

このことは、国の中央教育審議会において議論が進められ、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきとの方向性が示されたことを踏まえ、追加したものである。教科担任制の導入にあたっては、中学校の教員への兼務や中学校免許を持った小学校教員の採用・配置など、有効な教員配置の在り方等については、検討を進めていきたいと考えている。

なお、府立学校分については、変更していない。

【質疑応答】

○ 藤本委員

学校種を超えた人事交流の記載があったと思うが、記載はないが、幼少接続についても積極的に行っていく方針なのか。

○ 大路管理部長

そのとおりである。

○ 藤本委員

人事交流の実績は何かあるのか。

○ 大路管理部長

小学校と中学校間の人事、高校と特別支援学校間の人事や地域を越えた、乙訓管内から南丹管内、丹後管内から山城管内への人事などもしている。

○ 藤本委員

違う学校種に行くことは教員も勉強になる、引き続きお願いしたい。

○ 橋本教育長

小中学校は今後教科担任制もあるので、9年間を見通して運用したい。管理職からも小中間の異動を促進してほしいという意見もあったので、それを踏まえて取り組んでいきたい。

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

